

株式会社H. K. Kインベストメント 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社H. K. Kインベストメントと称し、英文ではH. K. K Investment Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 建築工事業
3. 大工工事業
4. とび・土工工事業
5. 石工事業
6. 屋根工事業
7. 電気工事業
8. 管工事業
9. タイル・れんが・ブロック工事業
10. 鋼構造物工事業
11. ほ装工事業
12. しゅんせつ工事業
13. 内装仕上工事業
14. 水道施設工事業
15. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
16. 宅地建物取引業
17. 建築材料一般の製造及び販売
18. 住宅設備機器及びインテリア用品の販売、施工
19. 機械器具設備工事の設計、施工請負
20. 木材の加工及び床材、壁材、天井材、家具財等の販売
21. 木製建具、家具の製造、販売及び取付工事
22. 損害保険代理業
23. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、770,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、議決権を行使することのできる各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、3名以上6名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役の報酬)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第30条 監査役の員数は、4名以内とする。

- 2 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の選任)

第31条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の報酬)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

(中間配当)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

附 則 現行定款第4条（公告の方法）の変更並びに変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日をもって効力を生ずるものとし、その効力の発生日をもって本附則を削除する。